

## 経営継承応援事業実施要領

### 第1 趣旨

農業者の減少や高齢化が進む中、産地の維持・発展を図るためには、本県農業の担い手となる新規就農者を幅広く確保する必要がある。このため、親元就農し経営を継承した農業者等の経営開始直後の営農を支援する経営継承応援事業を実施するものとし、その実施については、経営継承応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

親元就農し経営を継承した農業者及び 50 歳以上の新規参入者等の経営開始直後の農業者に対して、経営継承応援資金（以下「資金」という。）を交付する。

### 第3 交付主体

資金の交付主体は、市町村とする。

### 第4 交付対象者の要件

資金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、当該経営全体を継承するものとし、継承する経営あたりの交付対象者は1人とする。

- (1) 認定新規就農者であること。
- (2) 農業経営開始時の年齢が 60 歳以下であること。
- (3) 交付前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までに農業経営を開始していること。
- (4) 年間 150 日かつ 1,200 時間以上農業生産に従事することが確実と見込まれること。
- (5) 国の新規就農者育成総合対策及び同様の国の事業による農業経営開始後の支援を受けていないこと。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした県の事業による給付を受けていないこと。
- (7) 和歌山県の県税を滞納していないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等、同条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

### 第5 資金の交付金額

交付対象者 1 人あたり 50 万円とする。

### 第6 資金の交付

- 1 資金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第 1 号）により資金の交付を交付主体に申請する。

- 2 資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。

#### 第7 営農状況の報告

- 1 資金の交付を受けた者は、資金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、毎年7月末までにその前年の営農状況報告（別記様式第2号）を交付主体に提出しなければならない。
- 2 交付主体は、前項の報告を受けた場合、8月末までに要綱別記第1号様式別紙により知事に報告するものとする。

#### 第8 資金の返還

資金の交付を受けた者は、次に掲げる事項に該当する場合は、資金を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第4の(4)から(8)の要件を満たさなくなった場合
- (2) 第7の営農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (3) 虚偽の申請等を行った場合

#### 第9 資金の返還免除

- 1 資金の交付を受けた者は、第8の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別記第3号様式）を交付主体に提出しなければならない。
- 2 交付主体は、前項の返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。
- 3 交付主体は、前項の返還免除を行った場合、速やかに知事に通知するものとする。

#### 第10 書類の経由

この要領に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局を経由しなければならない。

##### 附 則

この要領は、令和6年4月16日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。